

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 個人情報の保有等に対する制限（第8条—第15条）

第3章 保有個人情報の開示請求等の権利（第16条—第23条）

第4章 救済手続（第24条・第25条）

第5章 削除

第6章 個人情報処理受託者及び指定管理者の義務並びに事業者に対する指導、勧告等（第27条・第28条）

第7章 雑則（第29条—第34条）

第8章 罰則（第35条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報を濫用から保護するとともに、自己に関する個人情報の開示請求等の権利を保障し、もつて市民の基本的人権を擁護することを目的とする。

（基本理念）

第2条 実施機関、事業者及び市民は、個人情報を保護することが個人の尊厳の確保を図るために必要不可欠であることを相互に深く認識し、積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）個人情報 個人に関する情報であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式をいう。第3号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と

照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び土地開発公社をいう。

(3) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者もしくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 本人 個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 個人情報の保有等 個人情報の収集、保有及び利用をいう。

(7) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(8) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報（小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第2条第2号に規定する市政情報をいう。次号において同じ。）に記録されているものに限る。

(9) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

(10) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(11) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及び関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。

(実施機関の責務)

第4条 実施機関は、個人情報の保有等をするときは、市民の基本的人権の擁護を旨とし、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の任命権者は、その所属職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。

3 個人情報の保有等に当たる市の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業を実施するに当たり個人情報の保有等をするときは、個人情報の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(適用上の注意)

第7条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害してはならない。

第2章 個人情報の保有等に対する制限

(保有等の一般的制限)

第8条 実施機関は、個人情報の保有等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報の保有等（要配慮個人情報の収集、保有及び利用をいう。）をしてはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、本人の同意があるとき、本人の生命、健康その他生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき、又は市長が小金井市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に職務執行上必要と認めたとき（特定個人情報の収集、保管及び利用にあつては、法令に特別の定めがあるときに限る。）を除く。

(個人情報の保有等の届出及び公示)

第9条 実施機関は、定型化又は簿冊化して行う個人情報の保有等を新たに開始しようとするとき

は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報の記録の名称
- (2) 個人情報の利用の目的
- (3) 個人情報の対象となる個人の範囲
- (4) 個人情報の内容
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項により届出された個人情報の保有等を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 市長は前2項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

4 審議会は、前項により報告を受けた事項について、市長に意見を述べることができる。

5 市長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を公示するものとする。

(保有個人情報目録の作成)

第10条 実施機関は、保有個人情報に関する目録その他検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第11条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- (1) 個人情報の利用の目的
- (2) 個人情報の記録の内容
- (3) 個人情報の収集の法的根拠
- (4) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、本人以外の者から個人情報を収集することができる。

- (1) あらかじめ本人の同意があるとき。
- (2) 法令に特別の定めがあるとき。
- (3) 市民の生命、健康その他生活上の重大な危険を避けるため、緊急やむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により、公知性が生じた個人情報であるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定により本人以外の者から個人情報を収集した場合は、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 法令等の規定により、本人が申請行為その他これに類する行為を行つた場合は、第1項の規定により収集されたものとみなす。

(特定個人情報の収集等の制限)

第11条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を第9条第1項第2号又は第11条第1項第1号に規定する利用の目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外の者に提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

(1) あらかじめ本人の同意があるとき。

(2) 法令に特別の定めがあるとき。

(3) 第11条第2項第3号又は第4号の規定に該当するとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしようとするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認められる正当な理由があるときは、目的外利用又は外部提供をした後速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、第2項各号の規定により目的外利用又は外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録し、保存しておかなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第12条の2 実施機関は、保有特定個人情報を番号法第9条及び小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年条例第44号）第4条第1項から第3項までに

定める事務の目的の範囲を超えて利用（以下「保有特定個人情報目的外利用」という。）してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前項の規定により保有特定個人情報を利用したときは、規則で定める事項を記録し、保存しておかなければならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第12条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を外部提供してはならない。

（適正な維持管理）

第13条 実施機関は、個人情報の保有等をするときは、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- （1） 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- （2） 保有個人情報の紛失、毀損、改ざんその他の事故を防止すること。
- （3） 保有個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、保有個人情報を保有する必要がなくなつたときは、当該保有個人情報を速やかに廃棄又は消去しなければならない。

（電子計算組織に記録する個人情報）

第14条 市長は、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合において、当該電子計算組織に記録する個人情報を新設、追加又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（電子計算組織の結合の禁止）

第15条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除き、電子計算組織を利用して個人情報を処理する場合は、市の電子計算組織と国又は他の地方公共団体その他市以外のものの電子計算組織との通信回線による結合を行つてはならない。

- （1） 法令に特別の定めがあるとき。
- （2） 職務執行上必要かつ適切である場合であつて、市長が審議会の意見を聴いて公益上必要で

あると認めるとき。

- 2 実施機関は、前項の規定により電子計算組織を通信回線によつて結合する場合は、個人情報について必要な保護措置を講じなければならない。

第3章 保有個人情報の開示請求等の権利

(開示の請求)

第16条 何人も、自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者もしくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求をすることができる。

- 3 実施機関は、第1項の規定による請求に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法令の規定により開示しないことが定められているもの
- (2) 開示することにより、他の個人情報を漏らすこととなるとき。ただし、当該他の個人情報が、第12条第2項第1号から第3号までに該当するときを除く。
- (3) 開示することにより実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずることが明らかなもの
- (4) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき。

- 4 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する保有個人情報であつても期間の経過により開示しない理由がなくなつたときは、これを開示しなければならない。

- 5 実施機関は、請求に係る保有個人情報が第3項各号のいずれかに該当する部分とそれ以外の部分とからなるときは、これを可能な限り区分し、同項各号のいずれかに該当する部分を除いて、開示しなければならない。

(保有個人情報の存在の有無を明らかにしない情報)

第16条の2 前条第1項の開示の請求に対し、当該請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示しないこととした情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存在の有無を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示の請求を拒否したときは、当該開示の請求に係る事項を審議会に報告しなければならない。

(訂正の請求)

第17条 何人も、自己に関する保有個人情報に誤りがあるときは、当該実施機関に対し、当該保有

個人情報の訂正を請求することができる。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

(削除の請求)

第18条 何人も、自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の削除を請求することができる。

- (1) 第8条第1項及び第2項又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して収集されたとき。
- (2) 第11条の2の規定に違反して収集され、又は保管されたとき。
- (3) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下同じ。）に記録されているとき。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による削除の請求について準用する。

(中止の請求)

第19条 何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の目的外利用もしくは外部提供又は保有特定個人情報目的外利用（以下「目的外利用等」という。）の中止を請求することができる。

- (1) 第11条の2の規定に違反して収集され、又は保管されたとき。
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用もしくは外部提供をされ、又はされようとしているとき。
- (3) 第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して保有特定個人情報目的外利用をされ、又はされようとしているとき。
- (4) 第12条の3の規定に違反して外部提供をされ、又はされようとしているとき。
- (5) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記載されているとき。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定による中止の請求について準用する。

3 実施機関は、前2項の規定により目的外利用等の中止の請求があつたときは第21条の規定による決定をするまでの間、当該個人情報の目的外利用等を一時中止しなければならない。ただし、一時中止によつて実施機関の公正な職務執行に著しい支障を生ずるときを除く。

(開示請求等の手続)

第20条 第16条第1項もしくは第2項の規定による開示の請求、第17条の規定による訂正の請求、第18条の規定による削除の請求又は前条第1項もしくは第2項の規定による目的外利用等の中止の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、実施機関に対して、本人又は代理人で

あることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
 - (2) 請求に係る保有個人情報の記録の内容
 - (3) 訂正、削除又は中止の内容
 - (4) その他規則で定める事項
- (請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、前条の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日の翌日から起算して、開示の請求にあつては7日（小金井市の休日をも定める条例（平成元年条例第7号）に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては20日（市の休日を除く。）以内に当該請求を認めるかどうかを決定（第16条の2の規定により開示の請求を拒否するとき、及び開示の請求に係る保有個人情報を保有等していないときを含む。）し、速やかに請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定による請求を受けた日の翌日から起算して30日（市の休日を除く。）を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び決定できる時期を速やかに請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により当該請求を認めないこととする決定（当該請求の一部を認めないこととする決定を含む。）をしたときは、その理由を明示して請求者に通知しなければならない。この場合において、開示しないことと決定した保有個人情報が、期間の経過により第16条第3項に掲げる保有個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その旨を記載しなければならない。

(決定後の手続)

第22条 実施機関は、前条第1項の規定による請求に係る保有個人情報を開示することと決定したときは、速やかに請求者に対して当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により開示する場合において、当該保有個人情報が汚損又は破損するおそれのあるときその他合理的な理由のあるときは、当該保有個人情報の写しにより開示することができる。

3 実施機関は、前条第1項の規定による訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正をした場

合にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者もしくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。

（手数料等）

第23条 前条の規定による保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止に要する手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示の請求をして、当該保有個人情報の写し（前条第2項に規定する写しを含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4章 救済手続

（審査請求等）

第24条 この条例による保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求に対する処分に不服のある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による審査請求があつた場合は、当該審査請求が明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、速やかに小金井市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求について裁決しなければならない。

（審理員による審理手続の適用除外）

第25条 前条第1項の規定による審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第5章 削除

第26条 削除

第6章 個人情報処理受託者及び指定管理者の義務並びに事業者に対する指導、勧告等

（受託者及び指定管理者の義務等）

第27条 実施機関から個人情報に係る事務処理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、当該受託した事務又は公の施設の管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託者又は受託者であつた者及び指定管理者又は指定管理者であつた者は、その事務に関して

知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

- 3 市長は、個人情報に係る事務処理を委託しようとするとき、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、あらかじめ委託及び指定管理者との協定の内容及び条件について審議会の意見を聴くとともに、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

(事業者に対する指導、勧告等)

第28条 市長は、事業者が第5条の規定に違反する行為をするおそれのある場合は、当該事業者に対し、関係資料の提出又は必要な調査を行うことについて協力を求めることができる。

- 2 市長は、事業者が第5条の規定に違反していると認めた場合は、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導することができる。

- 3 市長は、事業者が前項の規定による指導に従わない場合は、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

- 4 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わない場合は、その旨を公表することができる。

第7章 雑則

(運用状況の公表)

第29条 市長は、毎年、この条例の運用状況について議会に報告するとともに、市民に公表しなければならない。

(苦情の処理)

第30条 市長は、個人情報の保護に関する苦情の申出があつたときは、公正かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

- 2 市長は、前項による申出があつた場合において、個人情報の保護のため必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(出資法人の義務)

第31条 市が全額出資している法人が個人情報の保有等を行う場合は、当該個人情報の適正な取扱いに関し、実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

(国等への要請)

第32条 市長は、個人情報の保護のため必要があると認めるときは国、他の地方公共団体及びその他の機関に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。

(他法令との調整等)

第33条 保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止についての手続が、他の法令に定められている場合には、当該法令の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、保有特定個人情報の開示については、前項の規定は、適用しない。
- 3 図書館その他これに類する市の機関において収集、保有されている個人情報で、市民の利用に供することを目的としているものについては、この条例は適用しない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

(罰則)

第35条 実施機関の職員もしくは職員であつた者、第27条第1項に規定する受託事務従事者もしくは受託事務従事者であつた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者もしくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報（個人の秘密に属する事項を含むものに限る。）を含む情報の集合物であつて、一定の業務の目的を達成するために保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、マイクロフィルム、写真、電磁的記録その他これらに類するものに記録されるもの又はされたものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 5 偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。